

告示

埼玉県告示第二百七十七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和六年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
埼玉県 第四七五号	生石灰	80生石灰	アルカリ分 八〇・〇	菱光石灰工業株式会 社 東京都千代田区神田 富山町十番地二
埼玉県 第四七六号	消石灰	65菱印消 石灰	アルカリ分 六五・〇	
埼玉県 第四七七号	消石灰	60菱印消 石灰	アルカリ分 六〇・〇	
埼玉県 第四七八号	炭酸カルシウム肥料	55菱印炭 酸カルシウム肥料	アルカリ分 五五・〇 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり	